

8 月定例教育委員会

参考資料

(令和 8 年 8 月 27 日)

議案

- 第 9 号 「令和 7 年度実績 教育委員会の点検・評価」について
(教育総務課)・・・1 頁
- 第 10 号 丹波篠山市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務課)・・・36 頁
- 第 11 号 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて
(子育て企画課)・・・40 頁
- 第 12 号 丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて
(子育て企画課)・・・49 頁
- 第 13 号 丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて
(保育教育課)・・・62 頁
- 第 14 号 丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (保育教育課)・・・92 頁
- 第 15 号 丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例を市長に提案することについて
(保育教育課)・・・120 頁
- 第 16 号 丹波篠山市立幼稚園設置条例及び丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて
(保育教育課)・・・133 頁

令和7年度実績 教育委員会「点検・評価」に係る外部評価者等の意見と対応について

全体	意見・質疑等 ()内は外部評価者ヒアリング時の回答	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→三重下線)
①対外的に公表される資料であり、市民への説明も兼ねていることに留意し、分かりやすい内容とされたい(前年度と同じような記述は、何もしないとの誤解を招きかねない)ので避ける。	各内容を再確認の上、必要に応じ修正	① 修正あれば、個別に記述
②文字の表記を統一されたい。 ・名(人数表記)→人。 ・取組、取組み(名詞)→取り組み、 ・など→等、・ほか→他、・および→及び、・目指す→めざす、・更なる→さらなる、・毎→ごと ・教師→教員、教職員、 ・今年度、昨年度→令和●年度、 ・「コロナ(禍、拡大)により～」 →「新型コロナウイルス感染症の影響により(に伴い)～」。 ・「コロナ対策」「感染対策」「防止対策」「拡大防止対策」「予防対策」 →「新型コロナウイルス感染防止対策～」「感染拡大防止も含む」 ・指標は、短く表記するため「コロナ禍のため(により)～」で統一 ・数字、英語は基本的に全角で統一(固有名詞は除く)	各内容を再確認の上、必要に応じ修正	② 修正あれば、個別に記述

③【実績と成果】 ・前(R6)年度の点検評価の「課題と次なる展開」を踏まえ実績を記述すること。 ・実績のみの記述に留まっている。成果(その結果)を記述すること。 各内容を再確認の上、必要に応じ修正 ④【課題と次なる展開】 ・「～必要がある」との記述については、当事者ではなく客観的な表現になっているので修正。 ・「～努めてきた」は取り組みであって、課題にはなっていないので修正。 ・課題のみしか記載されていないものは、課題に対応した取り組み(展開)を加算。 ・取り組みのみしか記載されていないものは、取り組みの根拠となる課題を加算。 各内容を再確認の上、必要に応じ修正 ⑤【成果指標】▼指標の変更も含め要検討▼ ・取り組みむべきことが課題であり、その課題を達成するための展開や目標が成果指標となるので指標が設定できるものは設定することが望ましい。また、時間が経つと見直しが必要な部分や不要な部分が出てくることもあるので、臨機応変に対応されたい。 各内容を再確認の上、必要に応じ修正	③ 修正あれば、個別に記述。 ④ 修正あれば、個別に記述。 ⑤ 修正あれば、個別に記述。
--	---

施策の基本方向1 子どもの根っこを育てる乳幼児教育の推進

1-1 “子育ていばばん”に向けて

P10(2)就学前の保育環境の整備(子育て企画課、保育教育課)

意見・質疑等 ()内は外部評価者とアライング時の回答	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→二重下線)
【実績と成果】 ①児童という言葉が書いてあるが、児童福祉法では0歳から17歳までの子どもについて児童という言葉を使っているため間違っていると思うが、教育現場では小学校は児童で中学校は生徒、幼稚園・保育園は乳幼児とかを普段使っているため、意図して児童という言葉を使っているのであればそれでよいが、上では乳幼児教育の推進という言葉を使われているため、無難に乳幼児と言葉を変えたとよいのではないかと。 右のとおり変更	①定員超過等を理由に、希望の保育所等に入園できず、他の保育所等に遠距離通所することになった乳幼児児童の保護者へ
②まず城東保育園・かやのみ幼稚園あり方検討委員会の話が出て、その次に篠山・たままみず・岡野幼稚園のことが書いてあって、その次にまた(仮称)城東認定こども園新築工事と入っている。城東はひとまとめにしてもよいのではないかと。 右のとおり変更	②城東保育園・かやのみ幼稚園あり方検討委員会において、建設予定地近隣の製薬会社による工場拡張計画を踏まえ、園舎建設の継続について意見聴取を行い、安全性に関する情報共有を図りながら建設を進める方向性を確認した。またするとともに、園名決定の進め方等について協議し、円滑な開園に向けて準備を進めることのできた。また、園新築工事と監理委託業務の入れを行い、施工業者と工事監理業者を決定し、令和9年4月の開園に向け工事に着手した。 篠山・たままみず・岡野幼稚園区における保育・教育のあり方検討会では、少子化により園児数が減少している現状から、幼児期に大切な一定数の集団の中での生活を確保するため、令和9年4月の開園をめざし、現在の篠山幼稚園の場所において3園を統合する方針を決定した。 (仮称)城東認定こども園新築工事と監理委託業務の入れを行い、施工業者と工事監理業者が決定した。令和9年4月の開園に向け工事に着手した。

③定員超過のための遠距離通所補助の利用者数は、
(→令和7年度は5人に総額120万円、令和6年度は2人に総額48万円、令和5年度は9人に総額188万円を交付した。令和5年度から始めた事業で、該当者からの申請によって交付している。)

④希望園に入れたらよいが、入れないから補助を出してサポートしている。本来であれば、定員増がきたらそれに越したことはないのではないのか。
(→定員に対する希望者が多いというより、保育士が足りていないのが実情である。法定の配置基準以上は受けられないということで、低年齢3歳未満児は6人に1人というような基準があり、0歳児であれば3人に1人というのがあるため、保育士確保が大変厳しい状況が10数年以上も続いているところである。)

⑤就職フェアに関し、昨年度から今年度にかけての離職、就職の状況と具体的な人数についてはどのような状況か。離職がなければ求人する必要もないため、どれぐらい離職されているのか可能な範囲で教えてほしい。
(→本年度が新規採用で7人合格を出したが、1人は直前で辞退され、6人を採用した。例年正規職員については退職補充をしており、7人補充(ただし1人は辞退)であったため、7人の退職という認識である。ただし、それは正規職員のことであり、会計年度任用職員等を合わせると、10数名となる。加配で配置していた人数も見直しを行い、かなり減少している。その分が通常の保育士に回ればという期待感はあったがあまり増えず、厳しいところである。)

⑥やはり離職されるのは若い方が多いのか。
(→概ね若い方が多い。一度退職されたが、再度こちらから今年度足りない分について補充の声かけをしているが、すでに阪神間で就職されているということもあるため、若い方が辞めて都市部に流れている傾向は続いている印象を持っている。)

る。)	①この職業を見限って他のことをやっているとなると、なかなか難しい。定着率の向上に向けて、何か打っ手はあるのか。 (→現場から聞く声としては、新規採用であっても正規職員数がどちらかというと少ないため、1年目からすぐ担任となる。そうすると、責任が重く、無理だというようなことで退職する1年目や2年目の職員が多いと聞いている。会計年度任用職員に担任はどうかと伝えと、なぜ会計年度任用職員の私が担任をしないといけないのかという苦情もあり、非常に難しいと感じている。)
------------	---

1-3 乳幼児教育の充実

P13(3) 諸感覚を発達させる保育・教育活動(子育て企画課)

意見・質疑等 ()内は外部評価者ヒアリング時の回答	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→二重下線)
【実績と成果】 ①積み木セツ引換券の贈呈で、2人だけ引き換えができていないが、何か理由があるのか。 (→現在は4カ月児健診のときにお渡ししており、健診に来られていない2人が受け取っていない状況である。) ②例えば健診のときにお渡しするなら、「こういった積み木を渡しています」と見本を置いておき、そこで遊んでもらうとか、1人でも手すきの方がいたら一緒に積み木で遊ぶなどしてはどうか。せっかく一生懸命やっている素敵な取り組みなのだから、上手にPRしてほしい。	①② —

【成果指標】 ③特に測定されていないが、例えば、積み木の配布・贈呈率100%ということも今の流れからするとあってよいのではないか。	③ — 【R9教育「策定時検討」】
---	---------------------------------

P13(4) 乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)(子育て企画課)

意見・質疑等 ()内は外部評価者ヒアリング時の回答	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→二重下線)
【課題と次なる展開】 ①実施施設の拡充が課題であるというところで、新たに公立施設での実施に向けて取り組むとあるが、すでに実施されているのか。 (→現在は民間の1施設「まめっこ」で子ども誰でも通園制度を実施いただいているが、令和8年度当初は民間の1施設のみで開始したが、十分な利用時間、受入れ機会がなかったため、実施施設の拡充が課題であり、新たに公立施設で利用できる時間や受入れの機会が十分でないことが課題となっている。このため、令和8年度9月から公立施設である城東保育園の一室を活用して、事業を実施できるよう取り組む。	① 令和8年度当初は民間の1施設のみで開始したが、十分な利用時間、受入れ機会がなかったため、実施施設の拡充が課題であり、新たに公立施設で利用できる時間や受入れの機会が十分でないことが課題となっている。このため、令和8年度9月から公立施設である城東保育園の一室を活用して、事業を実施できるよう取り組む。

施策の基本方向2 生きる力を培い創造性を伸ばす教育の推進

2-1 確かな学力の確立

P15(3) 主体的な学習習慣の育成(教育研究所)

意見・質疑等 ()内は外部評価者ヒアリング時の回答	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→二重下線)
【実績と成果】 ①新たな取り組みとして「つまずきポイントリーフレット」の作成や、「次年度への学びの芽」を配布して、家庭へのアプローチをされている。主体的な学習習慣の定着に向けた手段の一つとしてリーフレットを作成されたことに関する成果について	①「たんばさやまつまずきポイントリーフレット」を軸に、家庭・地域と連携して「学力の樹(4つの力)」を育む土壌づくりを推進した。学力・生活習慣状況調査の結果から踏まえて、「つまずきポイントリーフレット」を作成し、重点改善領域を明確にした授業改善を

教示願う。

（→「つまずきポイントリーフレット」の作成は、全国と市の学力調査の結果を受けて、学力向上プロジェクトチームにおいて分析を行い、教職員に向けて啓発した取り組みである。国語、算数の課題に対してつまずきポイントを3つ挙げて、その取組方法を示している。また、学力の定着と力を発揮させる共通基盤として、「心の土台」と「学習姿勢」が学習習慣につながるとして、①復習、②できる問題から取り組み、③宿題の質の改善、④学びを支える「心の土台」の4点について啓発を行った。保護者向けには、「次年度への学びの芽（春休みリーフレット）」を配布し、家庭での学習環境整備等を具体的に啓発した。内容としては、「規則正しい生活リズム」「自ら学ぶ力」「育む声掛け」「落ち着いて学習できる環境づくり」「できた！」の成功体験を大切に1の4点を示した。調査結果を基に「つまずきポイント」を明確化したことで、国語・算数の授業改善の具体的な指針となった。教育の情報化プロジェクトチームでは、デジタル学習教材の効果的な活用について協議・研修を重ね、一人一台端末を用いた「個別最適な学び」の充実を図ったことで、児童生徒が自らのペースで学ぶ姿勢が定着しつつある。

【課題と次なる展開】
②一人一台端末やデジタル教材の導入が進んでおり、教師が授業に活用し、子どもたちに自由に使用させる動きも進んでいる。「次なる展開」からも、学び合いの授業等への取り入れようといわれていることが伝わってくる。家庭に照準を当て、家庭でどのようなことを行えば力がつくのかという研究を進めるとともに、保護者が手に取りたくなるような資料の準備や機会の提供をお願いしたい。また、子どもたちが「家で勉強して得をした」と思えるような宿題の出し方や質の改善について研究し、学校へ還元されることを期待している。

きたい。）

右のとおり変更

【課題と次なる展開】

②一人一台端末やデジタル教材の導入が進んでおり、教師が授業に活用し、子どもたちに自由に使用させる動きも進んでいる。「次なる展開」からも、学び合いの授業等への取り入れようといわれていることが伝わってくる。家庭に照準を当て、家庭でどのようなことを行えば力がつくのかという研究を進めるとともに、保護者が手に取りたくなるような資料の準備や機会の提供をお願いしたい。また、子どもたちが「家で勉強して得をした」と思えるような宿題の出し方や質の改善について研究し、学校へ還元されることを期待している。

右のとおり変更

行ったほか、進めた。「つまずきポイントリーフレット」は、全国と市の学力調査の結果を受けて、学力向上プロジェクトチームが分析を行い、教職員に向けて啓発した取り組みである。国語・算数の課題それぞれの課題について、つまずきポイントを3つ挙げて、その取組方法を提示している。また、学力を定着させ力を発揮するため共通基盤として、「心の土台」と「学習姿勢」が学習習慣につながると位置付け、①復習、②できる問題から取り組み、③宿題の質の改善、④学びを支える「心の土台」の4点について啓発を行った。保護者向けには、「次年度への学びの芽（春休みリーフレット）」を配布し、家庭での学習環境整備等を具体的に啓発した。内容としては、「規則正しい生活リズム」「自ら学ぶ力」「育む声掛け」「落ち着いて学習できる環境づくり」「できた！」の成功体験を大切に1の4点を示した。調査結果を基に「つまずきポイント」を明確化したことで、国語・算数の授業改善の具体的な指針となった。教育の情報化プロジェクトチームでは、デジタル学習教材の効果的な活用について協議・研修を重ね、一人一台端末を用いた「個別最適な学び」の充実を図ったことで、児童生徒が自らのペースで学ぶ姿勢が定着しつつある。

②③④

・「学んだことを使って自分の考えをまとめたり、問題を解決したりする力」の育成が十分ではなく、「主体的・対話的で深い学び」のさらなる質的向上が求められる必要である。

・一人一台端末やデジタル教材の導入が進む中、授業におけるICTの効果的な活用と、児童生徒が目的に応じて適切に使いこなす力の育成が重要である。指定研究校や学力向上研修会等を軸とした研修の充実により教員の指導力を高める。またデ

③パソコンが便利すぎて、すぐに答えが出てきてしまうため、学力が低下しているところの国で出ているが、ICT機器の使い方について、何か見解はあるか。
 (→ICTの活用による学力低下について、ヨーロッパ等ではスマートフォンを全面的に禁止するなどの動きもあるようだが、日本では文部科学省がICTの推進を全面的に進めており、本市も国の方針に則って教育を進めている。各学校にはICTの効果的な活用をお願いしている。今年度、学力向上プロジェクトチームで課題に挙げたのが「生成AIの活用」である。生成AIを使って課題を作成し、そのまま提出する生徒もいるようだが、教師が一読すればAIが作成したものだと思われるため、返却して自分で考え直すよう指導しているケースもある。どのような場面でICTを活用していくかが非常に重要になってくると考えている。)

右のとおり変更

④安易に答えを得て失敗するという経験も糧に、賢く使うことが重要である。漢字を覚えて使えるようになることは大事であるが、書いて覚えるのではなく、スマートフォンで調べればすぐに出てくるので、間違えずに適した場面で使えるようになることが大切である。計算についても、やり方の理屈をしつかり分かった上で必要な時に目安を立てるなどに活用する。そのためには、「勉強って面白い」「できるって面白い」というところに尽きると思う。ICT機器を禁止するのは簡単であるが、うまく使わせるために苦勞しているのだと思う。それには家庭の協力も必要である。
 (→「デジタルリテラシー教育」においてICTをただ禁止するのではなく、ルールを理解した上で活用できるよう、研究所としても教職員に向けてデジタルリテラシー教育を推進しながら、学校へICTの活用について理解を求めている。)

右のとおり変更

デジタル教材や生成AIを効果的に活用して個別のつまづきを丁寧にフォローするとともに、思考力や問題解決力を引き出す「主体的・対話的で深い学び」のさらなる質的向上を推進する。

・家庭においても学習習慣の形成を支えることが不可欠である。家庭でどのような学習環境や声掛けが力の育成につながるのかについて研究を進め、保護者が手に取りたくなる資料の作成や学習機会の提供を行う。あわせて、宿題の出し方や質の改善についても検討し、学校現場へ還元していく。

【成果指標】

⑤「分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することができている」が年々向上しているのは、どういう理由か。

（→本市においても、主体的・対話的で深い学び、個別最適な学び、協働的な学びを各校の授業で実践しており、そういう部分は伸びていると捉えている。一方で、学習習慣に関して、今回の市のアンケートの「家庭での予習・復習をしていますが」という項目については、学年が上がるにつれて予習・復習の割合が下がっていく傾向がある。アンケートの設問に「宿題」が含まれておらず「予習・復習」と聞いているため数値が下がる面もあるかと思うが、家庭学習に課題があると考えている。）

【「R9教育」策定時検討】

⑥主体的な学習習慣の育成の手段として、パソコンやICT教材の活用が挙げられているが、成果指標は「学び方を考え工夫する」であり、目標と完全に合致するのかが少し気になった。また「情報活用能力の育成」という指標があり、「週3回以上ICT機器を使用したか」という関連項目もあるが、情報活用能力は機器の活用であって、主体性が伸びたかどうかを測る指標についてはどのように考えているか。

（→検討しているところである。指標については、市の学力調査の項目の中から近いものを挙げているため、少しずれがあると感じている。

主体性については「非認知能力」が関わっていると考えている。本市においては、学力の3要素＋非認知能力の育成を当面の目標として置いているが、非認知能力の数値化は非常に難しい。今後、武庫川女子大学の清水先生に相談するなどして、非認知能力をどのように数値化すべきか、検討していきたい。）

【「R9教育」策定時検討】

⑤ —

⑥ —

意見・質疑等 ()内は外部評価者ヒアリング時の回答	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→二重下線)
【実績と成果】 ①国際理解プログラムについて、具体的にどのような活動をされているのか。 (→当初始まったときからの形を継続している。例えば、ブラジルの学習であれば、ブラジルの国旗、食べ物と一緒にいたり、民族衣装を着たりと、それぞれの国の紹介と文化にまつわる体験的な学習を、どの学校でも1～2時間程度行っている。対象の国としては、ベトナム、フィリピン、ブラジル、中国、韓国などで、パートナーの方の協力を得て実施している。) 右のとおり変更 ②学校現場にいた際に課題に感じていたのは、各学校で消化することが目的化してしまっているのではなかという点である。毎年同じ学年で同じ国を扱ったり、体験をしたことが、将来どこかで思い出して役に立ってくれたらと思っている。あまり型にはめるのではなく、学校の実情や幅を持たせて取り組みのよいと思う。 (→近年は外国籍の児童生徒が多くなってきており、例えばブラジルにルーツを持つ児童が転入してきた際に、そのクラスでブラジルの文化体験プログラムを実施するなど、外国籍の子どもたちとクラスメイトをつなぐ有益な活動として活用したことがある。また、外国籍の児童がいない場合でも、6年生の社会科で世界の国を選択して調べる単元での活用も多くなっている。実際の教科とリンクさせるという意味で、系統性も少し出てきていると感じている。) 右のとおり変更 【課題と次なる展開】 ③「～人権教育・国際理解教育の推進を図っていく。」の記述が抽象的である。例えば「○○などの」といった具体例を追記していただくと、より分かりやすくなる	①② NPO法人篠山国際理解センターと連携を図り、全ての小学校及び特別支援学校において、市在住の外国人等の地域人材をゲストティーチャーとして招聘し、国際理解プログラムを実施した。令和7年度は、<u>ブラジル・フィリピン・中国の衣食住や遊び等</u>、児童生徒が世界の国々の文化を直接体験したり、日本との暮らしや習慣の違いについて学んだりする機会を設けた。<u>学んだことを、生活科や国語科、学校行事でまとめたり発表したりする学校も増えてきている。</u>生きた多様性に触れることで、異文化への関心を高め、国際理解の基盤となる視野を広げることができた。 ③④ <u>世界の国々の文化体験や、日本の文化を外国の方へ伝える交流活動を通じて、</u>

と思う。 (→修正する。)	右のとおり変更 ④多文化を理解するだけでなく、日本の文化を外国の方へ発信していくことも重要であると考えがどうか。 (→日本のことを発信する取り組みについては、城東小学校4年生の学習や外国語活動において海外の日本人学校の子どもたちに日本のことを教える活動をしている。) 右のとおり変更
-----------------------------	---

2-3 健やかな体の育成

P19(4)部活動の新たな形に向けて(学校教育課)

意見・質疑等 (())内は外部評価者とアラインダ時の回答)	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→二重下線)
【実績と成果】 ①部活動の地域移行等に関し、住民向けの周知はできているのか。 (→部活動の地域展開について、本市としては、まず休日の部活動を地域展開していく方針で取り組んでいる。その中で、市のホームページへの掲載や学校を通じたチラシの配布を行った。また、本年4月末の市PTA団体の総会において、部活動の地域展開について説明する機会をもった。このような住民向けの説明会は、今後も継続的に実施していきたいと考えている。) 右のとおり変更	①②③ 令和7年度は、先行実施している4競技(サッカー・ホッケー・ソフトボール・剣道)の地域クラブの活動を継続し、成果や課題等を把握した。また、令和8年度に認定し開始する予定の3競技(男子バレー・軟式野球・バスケットボール)について、体験会を実施することができた。さらに、市内の学校部活動で実施されているその他の競技・種別のエントリリー・認定に向けて関係団体等との協議を進めた。 また、部活動指導員17人及び部活動推進委員5人を各中学校に配置し、教員の時間的・精神的負担の軽減を図ることができた。 加えて、令和8年2月には、市内の小・中学生に対し、部活動の地域展開を紹介するリーフレットを配布した。 また、市のホームページへの掲載を行うとともに、令和8年2月には、市内の小・中

いる。) ③指導員に対して、学校教育の在り方や部活動の趣旨等に関する研修会は実施しているのか。 (→昨年11月に、認定地域クラブも含めた市のガイドラインを作成し、それをもとに研修を実施している。なお、ガイドライン自体も、各地域クラブと情報共有しながら作成した経緯がある。)	右のとおり変更 ④全国的に部活動の遠征に関する問題が取り上げられているが、休日の遠征や引率等における安全確保について留意していることはあるか。 (→市教育委員会からも通知を出し、借上げバスの不法な利用がないよう指導している。また、乗る前には安全点検を実施し、基準を満たしたバス会社であるかの確認を行うなど、安全管理を実施している。)	⑤将来的な方向性として、最終的には全ての部活動を地域クラブへ移行していくのか。 (→最終的にはその方向である。他市では、夏の総体終了後に部活動を完全に廃止する動きもある。他市の状況も見ながら進めていくことが重要だと思う。)	右のとおり変更 ⑥中学校の生徒指導において、部活動で共に活動し、勝利に向かって目標を一つにするといったことが大きな核になっており、保護者や地域の方々も期待されているので、切り離すことは簡単ではない中、本市では丁寧に進められているため、事務局の負担が増えているのではないかと。 (→認定地域クラブについて、吹奏楽などは楽器や人数の問題があり難しい面もあるが、各競技・種目の受け皿団体の見通しは立ってきている。指導員について
学生に対し、部活動の地域展開を紹介するリーフレットを配布した。部活動指導員17人及び部活動推進委員5人を各中学校に配置し、教員の時間的・精神的負担の軽減を図ることができた。引き続き、随時部活動指導員の増員を図っていく。 なお兼職兼業の仕組みの周知を学校の教職員に行った結果、令和7年度は、認定地域クラブにおいて、兼職兼業の手続きを行った教員5人が指導者として参加した。	④ —	⑤⑥⑦⑧ 【課題と次なる展開】 ・本市では地域のニーズに耳を傾けつつ、まずは学校部活動にある種目の休日の完全地域展開をめざしている。部活動地域展開の主旨を、子どもや保護者、地域、そして教職員が理解して本事業を推進できるよう、さらに周知活動を進めていく。	

は、今後も公募を行い、随時増員に向けて取り組んでいきたい。当面は学校の部活動と地域クラブのハイブリッド方式とし、平日は学校の部活動を継続しつつ、先生の意識も変えていきながら、休日の部活動の地域展開を進めていきたいと考えている。）

⑦指導者の確保も重要であるが、子どもが部活動に参加する意義も重要である。非認知能力の育成や体力増強など様々なメリットがある。部活動を外部に移行することに伴い、入部率が下がっているのか指標としては見えないので、入部率の把握に努めていただきたい。外部指導者は確保したものの、子どもが参加しなくなったという事態にならないよう、参加の機会を確保していただきたい。

(→入部率の把握には努めている。現状として、学校の部活動への入部率は約8割である。残り2割については、学校部活動にない競技の外部クラブチーム等で活動している生徒や、帰宅部の生徒である。本市では部活動を全員参加型ではなく選択制としているが、それでも入部率は他市と比べても高い水準である。)

⑧学びの機会を大事にするとともに、入部率についても把握に努めていただきたい。
右のとおり変更

2-4 社会的自立に向けたキャリア形成の支援 P20(1)キャリア教育の推進(学校教育課)

意見・質疑等 ()内は外部評価者とアライング時の回答	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→二重下線)
【実績と成果】 ①トライやる・ウィークの受入事業所数、新規開拓の状況は。また、生徒の希望やニーズを把握した上で、新規開拓に努めているのか。	①② 各校のキャリア教育担当教員を中心に、全体計画及び年間指導計画を作成し、教

(→外部の事業所からの申出を受けたり、生徒のニーズや適した事業所であるかを判断しながら、新規事業所の確保に努めている。最近では、新しいジャム工場ができ、生徒の受入れをさせていただけるようになった。)

右のとおり変更

②生徒の希望とのマッチングについては、通える範囲などの条件で折り合いをつける必要もあり、難しい面もあると思うが、今のところ大きな問題はない。

(→特にない。今年度、不登校児童生徒が通う教育支援センター「ゆめハウス」に通所している生徒が、自ら「ゆめハウス」での活動を希望したケースがあった。本人にとつて非常に良い経験になったようで、報告もしてくれた。)

右のとおり変更

【課題と次なる展開】

③必ずしも仕事に直結するものでなくても、どのような視点で参加したかという意識をその生徒に持たせることができれば良いと思う。キャリア教育とは、特別に新しいことをするのではなく、これまで学校で学んできた全てのことが、将来社会で生きていくために役立っているということを意識させる教育であると思う。子どもたちが将来どのようにキャリア形成を図っていくかという意識で向かっていけるよう、この活動が今後も続いていくことを期待している。

育活動全体を通じて組織的・系統的な指導の充実を図った。トライやる・ウィークについては、外部事業所からの申出を受けたり、生徒のニーズや適した事業所であることを判断しながら、新規事業所の確保に努めている。特にまた、中学2年生を対象とした丹波篠山市キャリア形成支援事業「夢プラン」では、身近な高校について知る機会を設けるとともに、なりたい自分に近づくために目標を持って主体的に進路を考え、立に向けた基礎的な資質・能力を育むことができた。

2-5 特別支援教育の充実

P21 (5)「個別の教育支援計画(サポートファイル)」を活用した関係機関との連携強化(学校教育課)

意見・質疑等 ()内は外部評価者ヒアリング時の回答	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→二重下線)
【実績と成果】 ①サポートファイルが必要な子どもは、どのくらいいるのか。 (→小・中学校を合わせて、約130人と把握している。) ②小学校から中学校への引継ぎは同じ市内で行われるためスムーズかと思うが、高校との連携や引継ぎはどのような状況か。進学先が様々であるため難しい面もあると思うが、どうか。 (→市内の3高校については、中学校の通級指導の担当者や担任と高校側とで中高連絡会を実施し、サポートファイルをもとに、生徒の特性や配慮事項を共有する機会を設けており、引継ぎの仕組みとして定着している。) 右のとおり変更 ③昔は進学に際して不利にならないように、あえて特性を隠し、高校側が状況を把握できずに不適切な指導を受けてしまっていたことがあり、引継ぎや情報共有は非常に大事である。情報共有はどのタイミングで行っているのか。 (→3 高校へ入学する前の3月に行っている。また、入学後も定期的に連絡が来るようになっていく。高校は義務教育ではないため、最終的には本人と家庭の判断となるが、進路指導の段階で、入学することが目的ではなく、そこで何を学び、どう生活していくのかというイメージを持たせることが重要であることを保護者や本人に丁寧に説明しながら進路指導を進めている。) 右のとおり変更 ④ 他市へ進学する場合、情報が共有されないケースもあるのではないかと。 (→支援が必要な生徒は、どちらかというと市内の高校に進学することが多い。ま	① — ②～⑤ 特別な支援が必要な幼児児童生徒に対し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導を充実させるため、個別の教育支援計画を保護者とともに作成した。また、校長会で個別の教育支援計画を基に、個々の特性や配慮事項が確実に引き継がれるよう周知し、必要な情報を共有するための場を年度末の3月に設定した。→進学後も一貫した支援を受けられるよう関係機関との連携による切れ目のない支援体制の充実を図った。

た、通信制や私学へ進学する場合もあるが、密に連携を図っており、より丁寧な対応をしていただいております。ほぼ対応できていると考えています。）

右のとおり変更

⑤「校長会で～」との記述について、これまでも当然やってきましたことであるが、あえてここで書いた意図はあるのか。

(→特別支援教育の担当者が集まる会議等でも定期的に事務連絡を行っており、削除する。)

右のとおり変更

【課題と次なる展開】

⑥本市はサポートファイルによる支援がしっかりされている中、先生の負担にならないようにと思いつつも、その子の将来には必要なことであると思う。ひきこもりの会議に出る機会があり、その中で、幼小中高までは丁寧な支援されてきたが、その先の支援について様々な話が出ている。ひきこもりになってしまう方の中には、サポートファイルを持っている方も少なくない。そういった意味でも、保護者にとっても学校にとっても拠り所となるサポートファイルがうまく生かされ、支援につないでいけたらと思う。

右のとおり変更

⑦

・個別の教育支援計画を用いて、合理的配慮の提供を含む支援情報を確実に進学先等へ引き継いでいく。

・個別の教育支援計画を基に、自立と社会参加の実現に向け、早期から卒業後へ支えつなげる特別支援教育の充実を図る。

・令和8年度中に、「個別の教育支援計画 活用の手引き」を見直し、児童生徒等の実態を踏まえた目標や具体的な指導・支援の手立てに基づき、学校全体で組織的・計画的に活用する。

施策の基本方向3 子どもの学びを支える環境づくりの推進

3-4 教職員の資質能力の向上

P26(2)いじめの防止等への的確な対応(学校教育課)

記載変更内容 (削除→見え消し、追加→二重下線)	意見・質疑等 ()内は外部評価者ヒアリング時の回答)
① ②【実績と成果】 いじめ防止に向けた取り組みは、「いじめを生まない土壌づくり」を、「全ての教育活動」において、各校において組織的に進めているが、その一環として、少子化による人間関係の狭まりという課題を踏まえ、異学年交流を計画的に取り入れることで、多様な関わりを生み出す環境づくりへと転換した。いじめは身近に存在するといふ認識を共有し、各校がいじめの早期発見に努めた結果、いじめ対応チームにより認知が適切に行われた。(令和7年度 いじめ認知件数 小学校:47件 中学校:41件 うち重大事案1件)その結果、いじめ解消に向けて組織的な対応を進めることができていく。また、学期ごとに年3回実施しているいじめアンケートや、随時行っている教育相談により、いじめ発見につながったケースもあった。	【実績と成果】 ①「いじめを生まない土壌づくり」のための「課題解決能力」がどのくらい育っているのかについて、記述がない。写真を見ると、異学年交流など個々の取り組みがなされていることは分かるので、そういった具体的な取り組みをもっとPRしてもよいのではないかと。令和6年度の「課題と次なる展開」の欄に「全ての教育活動を通じて育む」という記述があったが、今年度はなかった。これを記述することによって課題解決能力の育成に取り組んでいることが伝わるのではないかと思う。 ②「いじめを生まない土壌づくり」を、「全ての教育活動」という文言で含めることができると感じている。その土壌として、まずは授業改善に取り組むこと、異学年交流など人間関係づくりにつながる学習に取り組むことで、見えない部分の能力である非認知能力の育成が非常に重要であると考えており、そういう意味で「土壌」という言葉を使用した。そのための活動としては全ての教育活動になるので、より分かりやすくできるよう検討したい。「自分の居場所をつくる」「行きたいと思える魅力ある学校をつくる」ということをどの研修会でも伝えていくところである。) 右のとおり変更 ②いじめ認知件数のうち重大事案に至ったケースはどれくらいあったか。 (→昨年度、重大事案が1件あった。昨年10月に重大事案として認定し、今年4月に解消に至っている。) 右のとおり変更

【課題と次なる展開】

③組織的な対応で早期発見・早期対応に努められているのはいいと思う。インターネット関連のトラブルと、関連性は非常に高いと思われる。利用の注意事項も含めて、学校での道徳教育と絡めた取り組みをさらに進めていただくと効果的ではないかと思う。昨年度の評価者の意見にも書かれているとおり、ぜひ具体的な取り組みとして対応していただきたい。

(→現在、中学校では学期に1回、小学校でも年間1回程度、PTAの協力を得ながら、保護者と児童を含めた研修会を実施している。また、各学年において、道徳や特別活動の授業の中でも実施している。

研修会の講師については、児童生徒の発達段階に合わせて、警察や弁護士、あるいは携帯事業者等の専門業者を招くなどとして実施している。)

右のとおり変更

④保護者向けの研修会について、聞いてほしい保護者に限って参加しないという課題もあるかと思う。理想を言えば、研修会を録画して、後日視聴できるような体制をとるなど検討してもよいのかもしれない。

⑤市民の皆様に対しても、こういうことをやっていることが短くても書かれていると安心されると思うので、ぜひお願いしたい。

⑥ネット関連のトラブルは非常に関心が高いものであるが、記載がないがどうか。

(→昨年1年間の児童生徒の問題行動等の報告を見ると、ネットに関するトラブルは毎月上がっている状況である。特に、SNS 上での「言った・言わない」といった誤解からいじめやトラブルにつながったケースや、性的な画像を上げたり、デジタルタワーに関わるような事案が多く見られた。)

右のとおり変更

③④⑤【課題と次なる展開】

・軽微な事案であっても、いじめを決して見逃さず・許さないという意識のもとで認知するという、組織的な意識醸成が必要である。特にネット関連のトラブルにおいて、近年、増加傾向が見られることから、学校では子どもと保護者が共に学ぶ機会を設け、リスクリスクへの理解を深めた。その結果として、認知件数が増加した場合でも、学校が抵抗感を持たないよう適切に認知できるように、地域や保護者に対する周知も重要である。一方で、いじめの定義を周知し、誰もが加害にもなり得るという理解を広める必要がある。

・信頼される学校・教職員であることを重視し、児童生徒が相談しやすい教職員になるよう研修を実施するも、まずは信頼される学校・教職員であることが求められる。

【成果指標】
 ⑦「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思う児童生徒の割合を100%に近づけると言っているのに、毎年わずかながら「そう思わない」と回答する児童生徒がいるようで、これについて不思議に思うところである。意図的に「そう思わない」と回答しているのか、あるいは誤って飛ばしている場合も含まれているのか。その子の思っている背景にも目を配っていただけたらうれしい。
 (→学力・学習状況調査の質問項目を使用している。これが100%にならない理由については、誰かはいるだろうと考えていて、「近づく」という表現になっている。)

⑦ —

P26(3) 不登校の支援と未然防止への対応(学校教育課)

意見・質疑等
 (())内は外部評価者ヒアリング時の回答)

記載変更内容

(削除→見え消し、追加→二重下線)

【実績と成果】

①新たに設置された校内サポートルームと不登校児童生徒支援員について、成果が上がっていると思われるが、現場の状況はどのようなになっているか。
 (→先日、篠山中学校を視察した際、学校には行けるが教室に入りにくい生徒が2人ほど校内サポートルームを利用していた。校内サポートルームがあることで、学校に行くことができる子どもたちは増えている。学級に入りにくく不登校になりそうな生徒への未然防止としても、サポートルームは有効に活用できていると感じている。また、「ゆめハウス」との連携の充実や、フリースクール等での出席認定などにより、学びを途切れさせず継続できている。そのため、中学校での不登校出現率の上昇はなかなかになっており、上昇の一途をたどるような状態にはなっていない。)

① —

【課題と次なる展開】

②「ICTを利用した授業参加や家庭学習等の課題に取り組みたい」という家庭・児童生徒からの要望」への対応は、配置された不登校児童生徒支援員が行うのか、それとも担任の教員が行うものなのか、どのように進んでいる状況か。

(→ICTを利用した授業参加については、教室の中の様子を映す必要があるため、担任が行うことが多い。ただ、不登校児童生徒支援員も、子どもたちがポータルルームに来ていない時はクラスに入っており、連携して対応している。また、家庭での学習支援として、スタディサプリなどのツールを提供している。学校には行けないが勉強に対する意欲がある児童生徒には、そのツールを使った各自の学習を一定程度学校の成績に反映させる流れがある。これは個別事案であるため、学校長、保護者、本人と相談しながら対応している。)

③学力や生活に関することを担任はもちろんであるが、不登校児童生徒支援員がコーディネートすることもあるのか。

(→連携して対応している。大枠の評価や具体の方向性は担任が共有し、現場レベルでの子どもの体調や気分に応じた学習等の支援は、支援員が対応している。)

④半日勤務が週4日といった拘束時間では、使い勝手が難しいと感じる部分もある。不登校児童生徒支援員もニーズを持っている子どもの状況も千差万別であるため一概には言えないが、活用の仕方を蓄積しつつ、うまく流れていくことを期待している。

意見・質疑等 ()内は外部評価者ヒアリング時の回答	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→重下線)
【課題と次なる展開】 ①「相談員やSSWの増員が求められる」と記載があるが、教員の資質向上を図るために、教員に頑張ってもらいたいのか、それとも相談員やSSWに頑張ってもらいたいのか。 （→昨年度は、SC2人、SSW2人の体制であった。県内の他市町ではSSWを増員しているが、本市は財政状況等を鑑みて1人減となっている。昨年度のSSWへの相談件数は1,003件に上り、ニーズがあるにもかかわらず、人員が減となっている現状があるため、この点は改善していきたいと考えている。） 右のとおり変更 ②現場の教員の力量を高めることも重要であるが、専門機関とどのようなつながりかについては、SSWのコーディネート力に頼るところが非常に大きいので、増やしていただけるように頑張ってもらいたい。本市のSSWは、最初にアセスメントを丁寧に行い、組織的な対応の流れを作ってくれている。今後、教員が研修等を通じて丁寧なアセスメント能力を身につけられれば、SSWはよりコーディネート業務に軸足を持っていけるのではないかと。専門家への丸投げではなく、研修によって教員自身が解決に向けた力を高め、経験を重ねる中で、チームで対応する道筋のつけ方の引き出しが増えることを願っている。 （→SSWの案件を見ても、SSWが入らずにケース会議だけで解決できる事案がなかなか見当たらないのが実情である。福祉機関とつなぐ必要がある継続事案がたくさんあり、学校現場だけでは解決が困難な案件が多数ある。年3回のSSW研修会は実施しているが、SSWがコーディネートできるような体制づくりについても今後検討していきたい。） 右のとおり変更	①～⑤ 児童生徒が抱える課題は複雑化・多様化し、支援を必要とする児童生徒は増加傾向にある。相談員やSSWが対応するケースは依然として多く、発当初から全ての事案に関わることは不可能困難である。そのためには、このため、教職員一人一人の専門性を高めるとともに、チームの核となる教職員の育成が課題であることを重視している。その一環として、SSWによる教職員研修会を実施し、教職員の専門性向上を図る取り組みを進めている。これにより、日常的な観察や初期対応、未然防止に向けた働きかけなど、教職員が担う役割の質的向上をめざしている。また一方、不登校児童生徒数の出現率は依然高止まりしており、問題行動の背景は年々多様化・複雑化してきている。これらに対応するためには事後対応となりがちな現状から、未然防止・早期対応へのアプローチの転換が求められる必要である。これらを戦略的に進めていくためには、現行の相談員・SSWの人数では限界が教職員の専門性向上と、相談員・SSWによる専門的支援の双方が不可欠である。したがって、相談員やSSWの増員が求められる現行の相談員・SSWの人数では、専門的支援を十分に行うことが難しい場面も見られるため、相談員・SSWの増員によって専門的支援体制を強化することも検討していきたい。

③臨床心理士やSSWの活用方法について、相談を受けるだけでなく、教員に対する研修会等での活用は行っているか。教員の資質能力の向上につながる活動に活用できているか伺いたい。 (→SSWについては今年度3回、教員向け研修を行う予定である。また、SCによる授業を3校で実施する予定である。SCに対するニーズが非常に多く、1人が週2、5日、もう1人が週1日の配置状況では、学校のSCによる継続支援の要望に十分に応えきれない現状がある。相談業務で手一杯であり研修等への展開が難しい部分もあるが、自殺予防の観点から学校で授業を行う等の対応はしている。今後ニーズは増えていくと思う。なお、果費で配置されているSCは、子どもへの支援と併せて教員への相談活動もしている。) 右のとおり変更 ④教員の資質能力の向上につながる活用の仕方を検討していただきたい。 右のとおり変更 ⑤「～課題である」「～が求められる」といった第三者的な表現が見受けられる。事業推進の主体として、課題を踏まえて具体的に「～の取り組みを重点的に行う」といった表現に整理してほしい。 右のとおり変更	
---	--

P26(9)教職員の勤務時間適正化及び業務の効率化の推進(学校教育課)

意見・質疑等 ()内は外部評価者ヒアリング時の回答	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→二重下線)
【実績と成果】 ①令和6年度は、全体として超過勤務時間が減少傾向にあるとのことであったが、令和7年度の状況はどうか。 (→令和7年度も全体で平均1時間18分減少し、月平均22時間57分となってい	①【R7年度実績 超過勤務時間22時間57分(全校種平均) R6年度から1時間18分削減】

る。令和4年度が26時間、令和6年度が24時間であったため、年1時間程度のペースで減少している。令和6年度は管理職の超過勤務が多い状況であったが、令和7年度は全校種で減少した。）

右のとおり変更

② —

②管理職の中でもとりわけ教頭の魅力化が進まない、管理職のなり手が不足する厳しい状況になるため、重点的な対応を期待する。また、全体として減少傾向にあることは理解したが、学校規模によって超過勤務時間にばらつきがあると思われるが、市ではどのように把握しているか。

（一大規模校になると超過勤務時間が増える傾向にある。これについては、組織ごとに計画的に業務を行うよう管理職へ声をかけている。また、校種別で見ると、中学校の超過勤務が多い状況である。主な原因は部活動であると考えており、今年4月に策定した業務量管理計画においても、部活動の地域展開を進めることで、中学校の超過勤務時間を減らすことを最大のポイントとして取り組みを進めている。）

③④ —

③午後5時以降は学校の電話対応を受け付けない所が増えていると思うが、丹波篠山市でも導入しているのか。
（一留守電対応になり、負担軽減につながっている。）

④苦情や緊急時の対応について懸念もあったかもしれないが、保護者は慣れきてきているのか。

（一定着ってきている。なお、事故などの緊急連絡については、警察等から市役所の当直にかかり、そこから教育委員会を通じて学校長に緊急連絡を取る体制をとっている。）

【課題と次なる展開】

⑤「～推進した」など過去の成果が書かれている。また、超過勤務時間の実績は、実績と成果に書くべきである。

右のとおり変更

⑥基本的に令和 8 年度に何をするかを示す箇所であるため、「～推進する」「～継続する」といった現在進行形が現在形での記載になる。また、「～推進した」の後に「推進」が重複しているので、修正いただきたい。

右のとおり変更

(→修正する。)

【成果指標】

⑦数字を見ると明らかに改善傾向が読み取れる。目標値を超える効果が出ていることは良いことである。部活動以外で、ICT環境の整備やサポートスタッフの配置など、教員以外の職種へ業務を移行できた事例や新しい動きについて教示願う。

(→教員業務支援員については、昨年度の事業見直しの中で1人減となっており、人員増について引き続き要望を続けていく。一方で、一昨年から導入した校務支援システムが軌道に乗っていることや、市の現状の中で「部活動指導員」を増員できていることが負担軽減につながっている。ただ、PTAとの関連や地域とのつながりは教育的価値がある取り組みである一方で、教員全員が関わるとなる業務負担になる。市全体の財政状況が厳しい中で外部委託も難しいなど、パランスの調整が難しい部分である。また、教員の負担軽減として、小学校の校長の充て職について、今年度、見直す取り組みを進めている。)

⑤⑥ロータリーバランスの観点から教職員が心身ともに健康を保ちながら、働きやすさ・職場づくりを進めるため、以下の取り組みを推進した。

- ・部活動指導員の配置と部活動地域展開の推進
- ・GIGAスクール構想によるICTの校務での活用への推進
- ・令和7年度教職員1人当たりの月平均超過勤務時間は、22時間57分(前年度比1時間18分減)と改善し、令和4年度以降毎年減少に転じている。

中学校教職員の超過勤務時間削減に向け、認定地域クラブの設定や部活動指導員の配置を含めた部活動改革を推進する。引き続き、校務支援システムやタブレットLIVEやスタディサプリといったICT環境の整備・活用など、教職員の業務の効率化と業務負担の軽減を図る。

⑦ —

施策の基本方向4 人生100年時代を豊かに生きる学びの推進

4-1 主体的に生きるための学びと場の充実

P30(9) 多様な公民館活動の充実(社会教育課)

意見・質疑等 ()内は外部評価者ヒアリング時の回答	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→二重下線)
【実績と成果】 ① 公民館が社会教育課に入ったが、課題等はないのか。 (→まちづくり部局が市長部局にあるため、地域人材をうまく活用するという意味では、すみ分けが非常に難しくなってきたと思う。団体補助についても、市長部局の地域振興課には市民活動補助金があり、すみ分けが難しい。施設管理も難しいと思っており、組織改編の中で社会教育課に戻ってきたことに伴い、教育委員会ではかなりの施設数を維持管理することになり、今後の施設管理や統廃合も含めて考えていかねばならない。なお、施設管理については、支所を所管する地域振興課が管理するのが本当はよいと考える。例えば災害が起こったときでも、支所としての機能があつた上に、避難所運営もやる形が望ましいと思っている。公民館が一つになったことで、今後施設管理も含めた課題を整理していきたいと考えている。)	① —
② 新たに実施した四季の森音楽祭や丹波篠山公民館まつりのねらいは何か。 (→公民館は今まで市民の皆さんの活動機会の創出ということで様々な企画をやってきたが、今まで活動されてきた団体をPRすることで、新しい人材も入っていただけるような普及の機会を創出することを目的に企画し、取り組んだ。) ③ いろんな団体がこれからはと公民館を活用できるというメリットもある。ただ、イベントが増えると職員は大変ではないか。 (→指摘のとおり、イベントを持つほど職員負担は多くなる。そのため、できるだ	②③④ —

けサークルや団体が自主運営できるような仕組みに持っていく必要がある。))

④丹波篠山公民館まつりは、単年度ではなく今年度もされるのか。
(→公民館まつりについては、成果発表の場ではなく、自分たちの活動を紹介いただくのに一定パフォーマンスいただきたいりする場としている。4月の年度節目で会員の獲得等をねらい3月に実施したところ一定好評いただき、実際参加者が増えたという声もあった。令和8年度においても継続して3月に実施したいと思っている。また、社会教育施設の運営にあたって施設利用者の増加につながり、たくさんの方に利用いただけるような取り組みになればと思う。)

【課題と次なる展開】

⑤受講者の固定化や高齢化が課題となっているが、他の参加者や新規受講者獲得のために何が必要か。何か取り組みやアイデアはあるのか。

(→既存の講座は平日の昼間に開催するものが多いため、夜間や休日に開催することで、平日昼間には参加いただけない層を開拓していくことも必要であると思う。令和7年度は、基本平日開催であった丹波ささやまおもしろセミナーを6月の日曜日に、子ども向けの企画として実施し、大変多くの参加を得ることができたため、日時や場所の設定について工夫する余地があると思う。)

⑥問題と課題を混同しがちなところがあり、めざすべき姿や目標値に対する現状値があって、そのギャップが課題であり、その問題の中で今後何をしていくかというタスクやチャレンジが課題になる。課題というのはポジティブなアクションのようなもので、新規受講者の獲得が課題であれば、それに対する具体策、展開はどうしていくかといった書きぶり、捉え方がいると考える。実際できるかどうかは別問題であるが、引き続き努めていただきたい。

⑤⑥

公民館講座は継続的に受講する市民が多く、受講生の固定化や高齢化について、公民館講座の獲得が課題となっている。学習ニーズに応じた多様な講座内容の企画に加え、開催曜日や時間帯等を工夫することにより、新規受講生の獲得を推進する学習ニーズに応じた学びの機会を創出していく。

⑦公民館事業というのは、高齢者の福祉や多世代交流、地域防災の他に子ども
の居場所づくり、デジタル格差の解消等もある中、マンパワーの限界がある。持
続可能な形でサークル等いろいろな方が自分たちのやりたいことを自分たちで進
められる仕組みを進めていくことを期待している。

(→スマホを市民や高齢者の方に持っていたいて、今は施設のオンライン予約
を導入しているため、高齢者大学の講座の中で施設のオンライン予約の仕方を
学んでもらう等すること、デジタル弱者と言われる方々もフォローできるのでは
ないか)と思っているが、スマホを市民に渡すというのは難しいとともに、市長自身
があまりデジタルが得意でないということもあり、デジタル弱者のためにも窓口を
残すというのが現状である。社会教育課として、施設予約においてはデジタル弱
者の人をまず先に受け入れる仕組みになっている。そうすると、オンライン予約の
システムを入れた意味がなくなるため、さらに DX を進めるためにもスマホを持っ
ていただき、講座の中で学んでいただいて使えるようにしていければと考えてい
る。兵庫県のはばタンPay+の取得率については、現在、丹波地区が最低である
ため、それらの解消にもつなげていけるのではないかと考える。市民サービスが
特定の人にしかできなくなっている現状を、公民館事業をうまく使って打破してい
けたらと考えるところにも、持続可能な形でさらに発展していくためにもそういう取
組が必要であると考えている。)

⑧そういうところに尽力していることを何か分かる形でアピールしてはどうか。利用
促進、あるいは利便性の向上に努めるために、予約のオンライン化等DX化を推
進していること等を、ぜひ PR してほしい。

4-3 文化財と町並みの保存と活用

P33(5) 丹波焼の保存と活用の推進(文化財課)

意見・質疑等 ()内は外部評価者に対する回答	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→二重下線)
【実績と成果】 ①窯跡の活用や見学は増えてきているのか。 (一窯跡については2年ほど前から文化庁の補助金を使い、陶の郷の展示ブースをリニューアルした。これまでの調査の成果等を整理して展示に生かしていること、今年5月に新しい展示を公開している。加えて、文化財課で雇用している職員による丹波焼のガイドツアーを陶の郷主催でやられていて、講師を派遣する形で支援している。) ②テーマが丹波焼の保存と活用の推進であるが、活用と言ったら買ってもらおうということか。 (一文化財的な観点としては丹波焼の窯跡等、遺跡の活用に取り組んでおり、現状保存ということ、案内してより広く知ってもらう等、教育的な活用という意味で取り組んでいる。また、現在、丹波焼文化観光推進事業として、陶の郷の機能強化を目的とした事業を令和9年度まで実施している中で、文化財係としては、文化観光施設機能及び文化資源の魅力増進に向け、どういふものを展示するか等を検討している。学芸員については、丹波焼の窯元や登り窯の変遷等の説明をしていただいている。今年は新しくできたkamanjyoでの窯処語りを年5回していただく。)	① — ② —

4-4 文化・芸術の振興

P34(1)丹波篠山市立文化施設4館運営の充実(文化財課)

意見・質疑等 ()内は外部評価者とアライング時の回答	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→二重下線)
【実績と成果】	
①文化施設4館の来館者数は減ってきているのか。 (→来館者はここ数年若干減少傾向にあるが、歴史美術館での王地山焼の陶芸体験、大書院での甲冑着付け体験等それぞれ4館ではいろいろな体験ワークショップに取り組んでいただき、来館者を増やす努力をいただいている。)	① —
②課題は何と考えるか。 (→まずはPRをしていくことであり、観光施設に近い側面もあるため、4月から条例改正し、旅行者と連携してクーポンで来館できる仕組みを作ること、旅行ツアーに組み込んでいただけるような工夫を指定管理者を通じて働きかけている。)	② —
③「郷土への理解促進や次世代への文化継承につながる」とともに、市内外への情報発信による交流人口の拡大にも寄与した」とあるが、これの根拠資料となるものはあるか。 (→市外について、昨年度は約8万8,000人の来客があり、交流人口という意味合いである。市内については主に小学校を中心に、校外学習で活用してもらっている。)	③ —
④具体的な数をここに書くのと市の頑張りが見えるし、まさにPRになると考える。ツアーに組み込む等の取り組みで、どんどん丹波篠山市のよいところが伝わっていく。丹波篠山市の魅力は今でも十分いろんなところで取り上げられていて、ここに	④ —

住みたいという人が出てきているような話も聞く。ぜひ、頑張っているところをPRしていただきたい。

⑤言葉の使い方について、「市内内外への情報発信による交流人口」が拡大となっているが、指標を見ると拡大というよりも減っている。拡大という表現でいいのかが気になる。例えば「市内内外への情報発信による文化交流にも寄与した」等にとどめておけば、それなりに減っているが、役には立っているということではないか。

右のとおり変更

【課題と次なる展開】

⑥旅行者への働きかけについて、どんな感触であるか。

（一7月から始めたばかりでまだこれからであるが、指定管理者から旅行業者に働きかけてまず1件はそういった取り組みをしてくれるところがあったということで、実績が積めると思われる。また、4つの館を定額で回れる共通券があるが、これまでは4つ全部を回るのが大変であることから、そこまで売れなかったことを踏まえ、2館共通券を作って7月から発売をしたところ、2館だったところからそれなりに売れている。）

⑦そういうことを書いてほしい。利用者や入館料収入の増加が課題である。それに向けて、2館共通券を発行するなどの運用上の工夫に努めていることや、旅行者へ働きかけてツアーへの組み込むことも検討してもらっていることを書いてほしい。せっかくやっていることは、PR するために情報として盛り込んだ方がよいと感じる。

右のとおり変更

⑤歴史文化施設を活用した展示や体験事業を実施することで、市民や観光客が本市の歴史文化に触れる機会を創出した。校外学習や地域学習にも活用され、郷土への理解促進や次世代への文化継承につながるとともに、市内内外への情報発信による交流人口の拡大文化交流にも寄与した。

⑥⑦特別展や企画展、イベントの開催等、積極的に来客誘致に取り組むとともに、1月を市民無料月間とし市民の来館促進にも取り組んでいるが、来館者数が減少傾向にある。令和8年7月には来館者のニーズを踏まえた2館共通券の新設等入館料収入を確保するための取り組みを行ったが、今後より市内内外へのPRに努めるとともに、旅行業者に働きかけを行い、ツアー利用の増加につなげる。

意見・質疑等 ()内は外部評価者ヒアリング時の回答)	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→二重下線)
【実績と成果】 ①現状、丹波篠山市展の出品数や来場者数はどうなのか。 (→昨午が21回目だったが、年々出品数が減っているとともに、来場者数も減っており、見直しをいく予定である。公民館が社会教育課に入り、公民館事業である作品展示と芸術発表の二部構成の丹波篠山市民文化祭を丹波篠山市展と一緒にし、改めて実行委員会を立ち上げた。共通点が多かったため、「丹波篠山市芸術文化の祭典」として統合した形で進めようと思っている。市展については、市民の方々が芸術に触れる機会としてやってきて、市外からも作品をどんどん受け入れてきたが、社会教育委員から市民が参加しにくく出品しにくいと指摘を受けた。表彰されるようなところには出さない、というような意向が多く、市民がもっと参加しやすいものに変えてほしいという話もあった。市展については芸術に触れる機会として積み上げてきたが、結果、市外の作品ばかりで市内の芸術作品がなかなか出てこなくなった。今回統合して、市民文化祭で作品を出してこられた方ももちろん受け入れるし、今まで市展で受け入れてきた無鑑査作家という称号を与えられた方々にも作品を出していただく形で進めようと思っている。次に、市民の方々に来ていただくのが難しいと感じる。どこの市展も同様であるが、パンフレットを作る際、展示時に審査をするため、賞が決まったときに今これ展示されていますというアナウンスをする機会がない。要は審査がギリギリになるため、アピールする場がないことから、市民に市展をこの期間でやっていますと言っても、何が展示されているかわからず、市民に呼びかけるタイミングが非常に難しい。結局、作品を出品された方が自分の知り合いに声をかけて来てもらう程度しかなかったのがPR面での課題であり、来場者数が伸び悩む原因だったように思う。社会教育課のインスタグラムでPRしているが、フォロワーの獲得が難しい	①② —

と感じる。)

②市展だけを目的に訪れる人は限られていると思う。
(→今回、丹波篠山市芸術文化の祭典とすることで、文化の日前後に文化協会がそれぞれでやられている文化祭に作品を持ち寄ってもらう形にしたい。そうすると、作り手も作るのは1回で済むし、他の文化協会の方が見に来る等の形はできるのかなと思っています。)

③「創作活動の成果を発表する機会を提供するとともに」とあり、「創出したが」ときで、後ろにまた「市文化協会との連携など行ったが」と「が」が2カ所続いている。語尾について、「195人減となる」とあるが実績と成果の話であるため、過去形で「なった」でよいと思う。もう少し簡潔に表現してもよいと感じる。

右のとおりに変更

【成果指標】

④丹波篠山市展について、めざすべきところが芸術文化に触れる場を創出する、というところである中、指標について、出品点数や応募者の数値目標があるが、来場者数等そういった目標値はなくてよいのか。把握はされているかと思うが、どういった推移状況か。

(→来場者数に関しては、令和7年度は828人で、前年度比較で195人減少している。年々来場者数は減少傾向にある。)

②市民の創作活動の成果を発表する機会を提供するとともに、来場者が芸術文化に触れる場を創出したが、事業見直しの年度で取り組みとして、より市民参画しやすいように市文化協会との連携など進を行ったが、出品数203点(前年令和6年度比5点減)、来場者数828人(前年令和6年度比195人減)となるなった。

④ —

意見・質疑等 ()内は外部評価者とアライング時の回答	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→二重下線)
【実績と成果】 ①化石などに関心のある人は増えてきているのか。 (→小学6年生を対象に全学校で1回は校外学習をする時間を設けてもらっている。これは毎年実施しており、子どもたちに関心を持ってもらう機会を提供している。一般の方については、化石調査のボランティアの受入れを行っており、大体内年間10人ほどに化石クリーニングや石割調査等に取り組んでいただいております。少数ではあるが、ボランティアの育成も含んでいる。一般の方で関心を持たれる方はなかなか増えておらず、固定の人たちに協力してもらっているのが現状である。) ②丹波市がかなり先行しているように思うが、連携はしていないのか。 (→県民局を中心に連携して、丹波地域で情報共有やイベントの実施等行っている。) ③三田市の人と自然の博物館との連携も考えてはどうかと思う。最近では新たな化石は出てきているのか。 (→10年前に見つけたものがようやく調査でき、昨年に論文が発表されたが、今のところ大きな成果や発表は予定されていない。ただ、今年ボランティアの方から寄附があり、1週間ほど調査を新たに行い、宮田の重点保護区域で調査をしているが、そこでいくつ化石が見つかってきていることは聞いている。それを今調査研究しており、今後どういうものが判明させたい。)	① — ②③ —

【課題と次なる展開】 ④立杭焼の学芸員と同じように、化石発掘に対して学芸員はいるのか。 (→化石保護技術員という化石調査を行う技術を持った職員を1人雇用し、その職員が校外学習等に取り組んでいる。) ⑤そういう専門家に発表等をしていただけたとよい。地道に事業に取り組まれ、見つかっているものも立派なものであるからこそ、PRしていただきたい。太古の生きもの館は、ちよつと行って勉強する場所にちよつとよい施設である。<u>右のとおり変更</u> 【成果指標】 ⑤「石割体験イベントや化石クリーニングを通して太古の生きものへの関心を高めること」の人数が141人から89人に減っているが、その理由は、 (→天候の影響やイベント回数の減少もあり、人数増減がある。)	④⑤ 様山層群を貴重な教育的資源と捉え、今後とも小学校における学習プログラムや発掘調査体験イベントを開催し、自然科学への興味感心を高める。また、人と自然の博物館や化石調査市民ボランティアと連携し、篠山層群の実態を明らかにするため調査を実施するとともに、太古の生きもの館を篠山層群の魅力を広く市内外に発信する施設として管理運営を行う。 ⑥ —
5-1 ふるさと丹波篠山を愛する心の育成 P37(1)「ふるさと教育」の推進(教育研究所) 意見・質疑等 ()内は外部評価者ヒアリング時の回答 【課題と次なる展開】 ①「へふるさとネットワークを構築して」とあるが、具体的にどのようなネットワークを指しているのか。 (→市においては、社会教育課が地域人材の情報をリスト化している「まなびすたバンク」、学校においては学校運営協議会を中心として、地域の専門家をうまくつないでいくネットワークをイメージしている。)	記載変更内容 (削除→見え消し、追加→二重下線) ① —

②「ふるさとを発信できる技能」という記載もあるが、子どもたちがふるさとを発信する具体的な活動の事例はあるか。 (→一例として、西紀北小学校の「農作物販売」があり、児童が農作物を栽培し、地域のイベントに参加して販売している。生活科や総合的な学習の時間で学んだことを、学校内での発表にとどまらず、地域の行事に参加して発表する取り組みである。)	② —
---	------------

丹波篠山市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

現在、丹波篠山市では、丹波篠山市公告式条例（平成11年篠山市条例第3号）に基づき、条例、規則等の公布について、市役所本庁及び各支所に設置された掲示場に掲示することにより行っています。

この度、市民への情報提供の利便性の向上と行政事務の効率化の観点から、同条例が改正され、令和8年9月1日から行う公布等については、原則として電子データを用いて、市のホームページに設置した電子掲示場への掲載により行うこととされました。

このことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき教育委員会が定めている丹波篠山市教育委員会公告式規則についても同様の取扱いができるよう改正を行うものです。

2 改正の概要

（1）署名・押印の廃止

公布の際に行っている教育委員会印の押印及び教育長の署名を廃止します。

（2）掲示方法の追加

丹波篠山市公告式条例第2条第2項及び第3項の例により公布を行うこととし、掲示場への掲示又は市のウェブサイトを設置した電子掲示場への掲載により行うものとします。

3 施行期日

令和8年9月1日

○丹波篠山市教育委員会公告式規則

平成11年4月1日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則、告示及びその他の規程で公表を要するものの公告式を定める。

(規則の公布)

第2条 教育委員会規則は、会議において議決をした日から起算して7日以内に公布するものとする。

2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、教育委員会の印を押し、教育長が署名するものとする。

3 教育委員会規則の公布は、丹波篠山市役所前の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示してこれを行う。

(規則の施行期日)

第3条 教育委員会規則は、当該教育委員会規則に施行期日を定めるもののほか、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

(告示及び公告の準用)

第4条 前2条の規定は、公表を要する教育委員会の告示及びその他の規程の公告に準用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日教委規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定について、この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き在職する間は、なお従前の例による。

○丹波篠山市公告式条例

平成11年4月1日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表に定める掲示場に掲示して行う。

3 電磁的記録による条例の公布は、前項の規定にかかわらず、市のウェブサイトを設置した掲示場に掲示して行う。

(規則の公布)

第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第4条 前条の規定は、市長の定める規程で公表を要するものに準用する。

(市の機関の定める規則及び規程の公表)

第5条 第3条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規則及び規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 条例、規則又は市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月6日条例第8号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月5日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第8号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和8年6月26日条例第29号）

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	所在地
丹波篠山市役所	丹波篠山市北新町4-1番地
丹波篠山市城東支所	丹波篠山市日置3-8-5番地1
丹波篠山市多紀支所	丹波篠山市福住3-4-2番地
丹波篠山市西紀支所	丹波篠山市宮田2-4-0番地
丹波篠山市丹南支所	丹波篠山市網掛4-2-9番地
丹波篠山市今田支所	丹波篠山市今田町今田新田1-4番地1

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を
改正する条例を市長に提案することについて

1 改正の趣旨

児童クラブの利用料については、保護者の負担を軽減する観点から、本条例が施行された平成21年4月1日以降、据え置いてきました。

しかしながら、近年、支援員等に係る人件費の上昇や物価・エネルギー価格の高騰により、施設の管理・運営に係る経費は増大しています。

このような状況下において、児童クラブの質を確保し、事業を持続的かつ安定的に継続していくため、保護者に過大な負担とならないよう配慮しつつ、受益者負担の適正化を図る観点から、児童クラブの利用料を改定することとし、本条例の一部を改正します。

2 改正の概要

区分			児童1人当たりの利用料 (月額)	
			現行	改正案
年度を通して 利用する場合	月曜日から金曜日 まで利用する場合	各月 (8月 を除く。)	6,000円	7,000円
	月曜日から土曜日 まで利用する場合		8,400円	9,200円
	月曜日から金曜日 まで利用する場合	8月	6,000円	10,000円
	月曜日から土曜日 まで利用する場合		8,400円	12,300円
長期休業期間 中のみ利用す る場合	月曜日から金曜日 まで利用する場合	4月	2,000円	2,800円
	月曜日から土曜日 まで利用する場合		2,800円	3,300円
	月曜日から金曜日 まで利用する場合	7月	2,000円	4,400円
	月曜日から土曜日 まで利用する場合		2,800円	5,000円
	月曜日から金曜日 まで利用する場合	8月	6,000円	10,000円
	月曜日から土曜日 まで利用する場合		8,400円	12,300円

月曜日から金曜日 まで利用する場合	12月	1,400円	1,600円
月曜日から土曜日 まで利用する場合		1,400円	2,200円
月曜日から金曜日 まで利用する場合	1月	1,400円	1,100円
月曜日から土曜日 まで利用する場合		1,400円	1,100円
月曜日から金曜日 まで利用する場合	3月	2,000円	2,800円
月曜日から土曜日 まで利用する場合		2,800円	3,300円

3 施行期日

令和9年4月1日

兵庫県内の児童クラブ利用料一覧

令和6年4月1日現在

No.	市名	平日(月額)料金	18:30まで利用する場合の延長料金	合計
1	神戸市	4,500	3,000	7,500
2	丹波市	5,000		5,000
3	洲本市	5,000		5,000
4	南あわじ市	5,000		5,000
5	淡路市	5,000		5,000
6	新温泉町	5,000	5,000	10,000
7	猪名川町	5,000	4,000	9,000
8	多可町	5,300		5,300
9	丹波篠山市	5,000		5,000
10	加東市	6,000		6,000
11	西脇市	6,000		6,000
12	相生市	6,000		6,000
13	赤穂市	6,000		6,000
14	加西市	6,000		6,000
15	宍粟市	6,000		6,000
16	市川町	6,000		6,000
17	福崎町	6,000		6,000
18	神河町	6,000		6,000
19	上郡町	6,000		6,000
20	佐用町	6,000		6,000
21	小野市	8,500	2,000	8,500
22	豊岡市	7,000		7,000
23	三木市	7,000	2,000	9,000
24	養父市	7,000		7,000
25	香美町	7,000		7,000
26	川西市	7,500	3,000	10,500
27	姫路市	8,000	1,000	9,000
28	三田市	8,000	2,500	10,500
29	朝来市	8,000		8,000
30	明石市	8,000	2,000	10,000
31	芦屋市	8,000	3,000	11,000
32	伊丹市	8,000	3,000	11,000
33	加古川市	8,000		8,000
34	宝塚市	8,000	2,400	10,400
35	高砂市	8,000	2,000	10,000
36	たつの市	8,000	2,000	10,000
37	稲美町	8,000		8,000
38	播磨町	8,000	2,000	10,000
39	西宮市	8,200	3,000	11,200
40	太子町	9,000		9,000
41	尼崎市	10,000	1,800	11,800
平均料金		6,756	1,065	7,822

No.	市名	夏季休業期間(月額)料金
1	神戸市	4,500
2	猪名川町	5,000
3	丹波篠山市	5,000
4	相生市	6,000
5	洲本市	7,000
6	南あわじ市	7,000
7	淡路市	7,000
8	三木市	7,000
9	香美町	7,000
10	川西市	7,500
11	宍粟市	8,000
12	三田市	8,000
13	芦屋市	8,000
14	伊丹市	8,000
15	宝塚市	8,000
16	西宮市	8,200
17	市川町	9,000
18	福崎町	9,000
19	丹波市	10,000
20	神河町	10,000
21	豊岡市	10,000
22	養父市	10,000
23	たつの市	10,000
24	太子町	10,000
25	新温泉町	10,000
26	尼崎市	10,000
27	多可町	10,300
28	姫路市	11,000
29	西脇市	11,000
30	加古川市	11,000
31	高砂市	11,000
32	稲美町	11,000
33	播磨町	11,000
34	加西市	12,000
35	上郡町	12,000
36	小野市	12,000
37	朝来市	12,000
38	明石市	12,000
39	赤穂市	13,000
40	加東市	15,000
41	佐用町	20,000
平均料金		8,622

児童クラブ新利用料算定提議(令和9年4月1日から適用)

No.	利用形態	新利用料及び積算提議			旧年度 利用料	新料金との 差額	増加率
①	通年利用者 ※6月以降 (月～金)の月額利用料	350円×20日	=	7,000円	7,000円	1,000円	116.7%
②	通年利用者 8月(月～金)の月額利用料	350円×18日×2倍×0.8=		10,080円	10,080円	4,080円	166.7%
③	通年利用者 ※8月以降 (月～土)の月額利用料	350円×20日 350円×4日×2倍×0.8=		7,040円 2,240円	9,200円	800円	109.5%
④	通年利用者 8月(月～土)の月額利用料	350円×18日×2倍×0.8=		10,080円	12,300円	3,900円	146.4%
⑤	長期休業期間のみ利用者 8月(月～金)の月額利用料	350円×5日×2倍×0.8=		2,800円	2,800円	800円	140.0%
⑥	長期休業期間のみ利用者 7月(月～金)の月額利用料	350円×8日×2倍×0.8=		4,480円	2,400円	2,400円	220.0%
⑦	長期休業期間のみ利用者 8月(月～金)の月額利用料	350円×18日×2倍×0.8=		10,080円	4,000円	4,000円	166.7%
⑧	長期休業期間のみ利用者 12月(月～金)の月額利用料	350円×8日×2倍×0.8=		1,680円	1,400円	200円	114.3%
⑨	長期休業期間のみ利用者 1月(月～金)の月額利用料	350円×2日×2倍×0.8=		1,120円	1,400円	-300円	76.6%
⑩	長期休業期間のみ利用者 3月(月～金)の月額利用料	350円×5日×2倍×0.8=		2,800円	2,000円	800円	140.0%
⑪	長期休業期間のみ利用者 4月(月～土)の月額利用料	350円×5日×2倍×0.8=		2,800円	2,800円	500円	117.9%
⑫	長期休業期間のみ利用者 7月(月～土)の月額利用料	350円×8日×2倍×0.8=		4,480円	2,800円	2,200円	178.6%
⑬	長期休業期間のみ利用者 8月(月～土)の月額利用料	350円×18日×2倍×0.8=		10,080円	8,400円	3,900円	146.4%
⑭	長期休業期間のみ利用者 12月(月～土)の月額利用料	350円×8日×2倍×0.8=		1,680円	1,400円	800円	187.1%
⑮	長期休業期間のみ利用者 1月(月～土)の月額利用料	350円×2日×2倍×0.8=		1,120円	1,400円	-300円	76.6%
⑯	長期休業期間のみ利用者 3月(月～土)の月額利用料	350円×5日×2倍×0.8=		2,800円	2,800円	500円	117.9%

令和7年度利用料収入決算額	41,988,450円	令和8年度利用料収入見込額	51,347,562円	利用料改正に伴う効果額	8,359,132円
---------------	-------------	---------------	-------------	-------------	------------

○丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例

平成21年3月27日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、本市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）に関しその基本的事項を定めることにより、当該事業の円滑かつ適正な実施を確保し、もって児童の健全な育成を図るとともに、その保護者の子育てを支援することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 事業を実施する施設（以下「児童クラブ」という。）の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業の委託)

第3条 市長は、事業の全部又は一部（第9条に規定する利用料の減免を除く。）を適切な事業の運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(入所の資格)

第4条 児童クラブに入所できる者は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

(1) 丹波篠山市内に住所を有し、丹波篠山市立小学校及び中学校の設置に関する条例（平成11年篠山市条例第77号）に規定する小学校に在学する児童

(2) 保護者（法第6条の保護者をいう。以下同じ。）及び同居の親族その他の者の就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な保育を受けることができない児童

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた児童は、児童クラブに入所することができる。

(入所の承諾)

第5条 児童を児童クラブに入所させようとする保護者は、毎年度、市長に申請し、その承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の承諾に児童クラブの管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(入所承諾の取消し)

第6条 市長は、前条第1項の承諾を受けた児童又は保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、入所の承諾を取り消すことができる。

(1) 第4条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 第8条に規定する利用料を3か月以上滞納したとき。

(3) 承諾に付した条件に違反したとき。

(4) 詐欺その他不正の行為により承諾を受けたとき。

(5) その他市長が特に必要と認めるとき。

(退所等の届出)

第7条 保護者は、児童クラブを退所させようとするとき、若しくは休所させようとするとき、又は第5条第1項の申請内容に変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(利用料)

第8条 第5条の承諾を受けた保護者は、利用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する利用料は、別表第2及び別表第3に定める額とする。

(利用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の不還付)

第10条 既に納付した利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(篠山市放課後児童健全育成事業実施要綱の廃止)

2 篠山市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成11年篠山市要綱第24号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の篠山市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年9月22日条例第20号）抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月24日条例第41号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月21日条例第48号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、

公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 城東児童クラブ、古市児童クラブ及び大山児童クラブの入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成28年6月29日条例第23号)

この条例は、平成28年7月21日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日条例第20号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 城北畑児童クラブの入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和2年6月26日条例第25号)

この条例は、丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例(令和2年丹波篠山市条例第23号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和2年9月25日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 多紀児童クラブの入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和4年12月23日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 城南児童クラブの入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
篠山児童クラブ	丹波篠山市北新町5番地

富山児童クラブ	丹波篠山市東浜谷 5 3 1 番地
味間児童クラブ	丹波篠山市味間新 6 4 番地 1
今田児童クラブ	丹波篠山市今田町今田 8 5 番地 3
城東児童クラブ	丹波篠山市日置 1 9 8 番地 3
西紀児童クラブ	丹波篠山市打坂 3 5 9 番地
古市児童クラブ	丹波篠山市見内 1 番地
大山児童クラブ	丹波篠山市大山新 9 8 番地
城北畑児童クラブ	丹波篠山市黒岡 8 9 番地
多紀児童クラブ	丹波篠山市小田中 5 7 2 番地
城南児童クラブ	丹波篠山市小枕 1 3 0 番地

別表第 2（第 8 条関係）

区分	利用月	児童 1 人当たりの利用料（月額）
年度を通して利用する場合	各月	月曜日から金曜日まで利用する場合 6, 0 0 0 円
		月曜日から土曜日まで利用する場合 8, 4 0 0 円
春季及び夏季休業日の期間中のみ利用する場合	4 月、7 月、3 月	月曜日から金曜日まで利用する場合 2, 0 0 0 円 月曜日から土曜日まで利用する場合 2, 8 0 0 円
	8 月	月曜日から金曜日まで利用する場合 6, 0 0 0 円 月曜日から土曜日まで利用する場合 8, 4 0 0 円
冬季休業日の期間中のみ利用する場合	1 2 月、1 月	1, 4 0 0 円

別表第 3（第 8 条関係）

名称	区分	利用時間	児童 1 人当たりの利用料（回）
城南児童クラブ	早朝利用する場合	午前 7 時から午前 7 時 3 0 分まで	2 0 0 円
	延長利用する場合	午後 6 時 3 0 分から午後 7 時まで	2 0 0 円
	長期休業期間のみ	下校時から午後 6	3 0 0 円

	の利用者で、城南 小学校の短縮授業 日に利用する場合	時30分まで	
--	----------------------------------	--------	--

備考 早朝利用及び延長利用の利用料を合算した額は、1か月当たり2,000円を上限とする。

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）が令和 8 年 12 月 25 日から施行されます。これに伴い、児童等に対して教育、保育等を提供する事業者は、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が義務付けられることとなりました。

同法の実施に当たり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正が行われ、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する事業者は、従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定が整備されました。

このことにより、国の基準に準じて定めている丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年丹波篠山市条例第 36 号）について、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正内容に沿って一部改正を行います。

2 改正の概要

乳児等通園支援事業者は、従事者による児童対象性暴力等の防止の措置等を義務として実施すべき事業者として、従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を新たに定めます。

3 施行期日

令和 8 年 12 月 25 日

令和8年
(2026)
12/25
施行



教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

制度開始後、対象事業者は、従事者に、

性犯罪前科の有無を確認することが求められます。

Point

2

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

配置転換等の雇用管理上の措置が必要になります。

※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point

3

制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前から、

採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認しておいてください。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。

こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



認定対象



対象事業

- ・学校 (幼小中高特支、高専、高等専修学校)
- ・認可保育所、認定こども園
- ・児童養護施設
- ・障害児施設 など



対象業務

- ・教員、部活動指導員
- ・保育士
- ・児童指導員
- ・児童発達支援管理責任者 など



- ・認可外保育施設
- ・一時預かり、病児保育
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾、スポーツクラブ など



- ・保育従事者
- ・子育て支援員研修等受講者
- ・放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など



今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- ・ 安全確保措置 … 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- ・ 犯罪事実確認 … 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- ・ 防止措置 … 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- ・ 情報管理措置 … 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

- ☒ 就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと
 - ☒ 採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと
- 等の対応を、制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要です。



いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが重要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いします。



※1 令和8(2026)年12月25日以降

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索



こども家庭庁

2025年12月作成

○丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例

令和7年12月22日
条例第36号

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助（以下「乳児等通園支援」という。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、丹波篠山市子育ていちばん条例（平成23年篠山市条例第22号）第11条に規定する丹波篠山市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運

営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{けんさん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又

は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、その乳児等通園支援事業所に、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
 ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以

下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例(平成24年兵庫県条例第4号)(保育所に係るものに限る。)
- (2) 認定こども園 認定こども園の認可等に関する条例(平成18年兵庫県条例第63号)
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年篠山市条例第22号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年2月4日条例第4号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和8年内閣府令第3号）が公布され、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項で規定されていた国家戦略特別区域小規模保育事業が、満3歳以上限定小規模保育事業として全国展開されることになったため、満3歳以上限定小規模保育事業に関する基準の整備が行われたことにより、本条例について、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

本条例の改正は、これまで国家戦略特別区域に限定されていた満3歳以上の小規模保育事業が、特区における実績を踏まえ、全国展開されることになり、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴う所要の改正です。

本条例は、主に特定教育・保育施設、保育所及び幼稚園、認定こども園について規定していますが、一部に小規模保育事業についての規定があるため、所要の改正を行います。

なお、新たに創設された満3歳以上限定小規模保育事業は、これまで特区でのみ実施可能であった事業が全国で実施できるようになった制度の拡充であり、保護者や事業者の不利益が生じるものではありません。現状において、市内には小規模保育事業を実施している事業所はありません。

また、これまでは「教育・保育給付認定子ども」として支給認定を受けた子どもの総称のみが規定されていましたが、これに加えて、幼稚園や認定こども園の幼稚園枠を利用するいわゆる1号認定（子ども・子育て支援法第19条に規定）を指す子どもを「教育認定子ども」、保育所や認定こども園の保育枠を利用するいわゆる2号認定を指す子どもを「満3歳以上保育認定子ども」、保育所や認定こども園の3歳未満児、いわゆる3号認定の子どもを「保育認定子ども」として規定されたことに伴い、条文内の用語の整理を行います。

【新旧・区分別】小規模保育事業の比較整理表

比較項目	満3歳未満等小規模保育事業 (旧来の事業)	満3歳以上限定小規模保育事業 (新制度)
制度の成り立ち	従来の「小規模保育事業」	旧「国家戦略特別区域小規模保育事業」が、全国展開・恒久化されたもの
主な対象児童	満3歳未満(0～2歳児)	満3歳以上(3～5歳児)
利用定員	6人以上19人以下	6人以上19人以下
事業の種類	地域のニーズや職員資格等に応じ、A型・B型・C型の3区分あり	基本的にA型(有資格者中心)に準ずる形態
職員配置基準	保育所(0～2歳児)の配置基準に準じ、さらに原則プラス1名の職員を配置	保育所(3～5歳児)の配置基準に準ずる
設備(面積)基準	「乳児室」や「ほふく室」など、乳幼児(0～2歳児)の安全な発達を保障するための面積基準が適用される	満3歳以上児の活動量に応じた「保育室」や「遊戯室」などの面積基準が適用される (屋外遊戯場の確保等も含む)

教育・保育認定子どもの細分化に関するまとめ（表）

法律上の用語	実務上の呼称	年齢	保育の必要性（就労等）	主な利用施設
教育・保育給付認定子ども（※１）	（支給認定を受けた子ども全員の総称）	-	-	-
教育認定子ども（※２）	１号認定	満３歳以上	不要	幼稚園、認定こども園
満３歳以上保育認定子ども（※２）	２号認定	満３歳以上	必要	保育所、認定こども園
満３歳未満保育認定子ども（保育認定子ども）（※２）	３号認定	満３歳未満	必要	保育所、地域型保育

※１ 子ども・子育て支援法第２０条により規定。

※２ 子ども・子育て支援法第２７条により規定。

３ 施行期日

公布の日の翌日

ただし、満３歳以上限定小規模保育事業に係る改正部分については、本改正条例の公布の日

○丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例

平成26年10月3日
条例第21号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

第4章 雑則（第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。

- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。
- (10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- (11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
- (17) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。
- (19) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (20) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (21) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (22) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (23) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (24) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (25) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

う。

(26) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(27) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
 - 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
 - 4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、

当該選考を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,101円未満であるものに対する副食の提供

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ども

のうち、当該区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 次のa又はbに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども及びその兄弟姉妹が同一の世帯に3人以上いる場合において、そのうち最年長者又は2番目の年長者でない者

a 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども

b 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもで、満4歳以上のもの

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもで、満3歳のもの 負担額算定基準子どもが同一の世帯に3人以上いる場合において、そのうち最年長者又は2番目の年長者でない者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

（4） 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

（5） 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供

証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わ

なければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めてお

かなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26条 削除

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その

業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける

ための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保

育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教

育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

- 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校

就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第22号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教

育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
- (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育所事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る

連携協力を行うものをいう。

- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

- 6 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

- 7 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

- 8 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
- 9 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
- 11 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

- 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保

育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

- 第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日
- (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計

画

- (2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録
- (3) 次条において準用する第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」についてと、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供す

る場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

- 第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給

付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これ

を拒んではならない。

第3条 削除

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則（平成29年12月27日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月13日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年11月29日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月7日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日条例第16号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年11月28日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

今回の改正の趣旨は次の3つの理由によるものです。

1つ目は、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和8年内閣府令第3号）が公布され、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項で規定されていた国家戦略特別区域小規模保育事業が、満3歳以上限定小規模保育事業として全国展開されることになったため、満3歳以上限定小規模保育事業に関する基準の整備が行われたことにより、本条例について所要の改正を行うものです。

2つ目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号）が公布され、保育所における保育士の数の算定に当たって、理学療法士等について、1人に限り、保育士とみなすことができる規定が設けられたことから、本条例について所要の改正を行うものです。

3つ目は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）が公布され、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施が義務付けられることから、本条例について所要の改正を行うものです。

これは特定の性犯罪歴のある人が教育・保育など、子どもに関わる仕事につけないようにする仕組みで、対象となる施設では職員の過去の性犯罪の履歴を確認することになります。

なお、市内にはこれらの改正対象となる家庭的保育事業や小規模保育事業を実施している事業所はありません。

2 改正の概要

（1）満3歳以上限定小規模保育事業創設に伴う改正

- ・満3歳以上限定小規模保育事業者は、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保する旨を規定します。
- ・満3歳以上限定小規模保育事業は、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型からは除外される旨を規定します。

（2）理学療法士等を保育士とみなす改正

保育士の数の算定に当たって、理学療法士等を1人に限り、保育士とみなすこ

とができる旨を規定します。

理学療法士等の範囲は次の表のとおりです。

【理学療法士等】

- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 言語聴覚士
- ・ 心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）
- ・ 障害児の療育及び障害児に係る療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当する者であって、子育てに関する知識及び経験を有する者

（3）保育従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施義務付けによる改正

- ・ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（いわゆるこども性暴力防止法）の施行期日が定められたことに伴い、児童対象性暴力等の防止について規定します。

3 施行期日

公布の日の翌日

ただし、満3歳以上限定小規模保育事業に係る改正部分については、本改正条例の公布の日、こども性暴力防止法に係る改正部分については、令和8年12月25日

○丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年10月3日

条例第22号

改正 平成29年2月16日条例第4号

平成30年9月6日条例第29号

令和元年9月4日条例第29号

令和元年12月4日条例第37号

令和5年3月28日条例第15号

令和6年6月5日条例第23号

令和7年2月5日条例第8号

令和7年3月26日条例第16号

令和7年11月28日条例第30号

目次

第1章 総則（第1条—第21条）

第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業の区分（第27条）

第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）

第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）

第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）

第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）

第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）

第6章 雑則（第49条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない

者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童）をいう。

(4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(5) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。

(6) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。

(7) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。

(8) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

(9) 家庭的保育事業等 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。

（最低基準の目的等）

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と家庭的保育事業者等）

第4条 家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（保育所等との連携）

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代

- わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
- ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
- ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当

該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

7 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

（家庭的保育事業者等と非常災害）

第7条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（家庭的保育事業者等の職員の一般的要件）

第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等）

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{けんくわん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む

力の育成に努めなければならない。

（食事の提供の特例）

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等であり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

- (1) 連携施設
- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）
- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、

栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）事業の目的及び運営の方針

- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項
(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人に

つき 3. 3 平方メートルを加えた面積) 以上であること。

- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3. 3 平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

(職員)

第 23 条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
- (2) 第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
- (2) 法第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 1 項第 3 号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第 34 条第 2 項において同じ。）とともに保育する場合には、5 人以下とする。

(保育時間)

第 24 条 家庭的保育事業における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業の区分

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一年以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾

	斜路
	3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

（1） 乳児 おおむね3人につき1人

- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
（準用）

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

（職員）

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
 - (1) 乳児 おおむね3人につき1人
 - (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
- (5) 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育

(設備及び備品)

第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適

切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

（準用）

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあり、並びに第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

（利用定員の設定）

第42条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次の

とおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段

3 階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 1 1 2 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設

けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士¹(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所²にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所¹につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者¹にあっては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号

に規定する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

（準用）

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第43条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

（1）乳児 おおむね3人につき1人

（2）満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

（3）満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

（4）満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所

内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（食事の提供の経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）

及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

- 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置）

- 第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

（小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置）

- 第5条 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

附 則（平成29年2月16日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月6日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月4日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月4日条例第37号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第13条の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 2 この条例による改正後の丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

附 則（令和6年6月5日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則（令和7年2月5日条例第8号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日条例第16号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年11月28日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

丹波篠山市における保護者の就労状況の変化に伴う多様な保育ニーズに対応するため、城東地区における安全・安心な乳幼児教育、保育環境を確保するため、城東保育園とかやのみ幼稚園を統合し、旧城東中学校の跡地に「丹波篠山市立かやのみ認定こども園」を設置するため、また、これまで城東保育園の園舎内で実施していた預かり保育を新設する認定こども園で実施するため、関係する4つの条例について改正するものです。

2 改正の概要

(1) 丹波篠山市立認定こども園条例の一部改正（第1条）

第2条の表にかやのみ認定こども園の項目を追加します。

丹波篠山市立かやのみ認定こども園	丹波篠山市日置127番地	115人
------------------	--------------	------

(2) 丹波篠山市立幼稚園設置条例の一部改正（第2条）

第2条の表の「丹波篠山市立かやのみ幼稚園」の項目を削除します。

(3) 丹波篠山市保育所条例の一部改正（第3条）

別表の「城東保育園」の項目を削除します。

(4) 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（第4条）

別表の「しろたきクラブ」の項目を削除します。

3 施行期日

令和9年4月1日

ただし、準備行為として、かやのみ認定こども園の入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるものとします。

○丹波篠山市立認定こども園条例

平成27年3月30日

条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に基づく幼保連携型認定こども園として、丹波篠山市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置することにより、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進することを目的とする。

(名称、位置及び定員)

第2条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。

名称	位置	定員
丹波篠山市立味間認定こども園	丹波篠山市西吹75番地1	460人
丹波篠山市立たき認定こども園	丹波篠山市草ノ上109番地1	115人
丹波篠山市立こんだ認定こども園	丹波篠山市今田町今田新田38番地	120人

(事業)

第3条 認定こども園は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）による教育及び保育
- (2) 法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(入園の資格)

第4条 認定こども園に入園することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条に規定する支給認定を受けた者
- (2) その他市長が必要と認める者
(乳児等通園支援事業の実施)

第5条 第2条に規定する認定こども園において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行うことができる。

(保育料及び利用料)

第6条 第3条の事業に係る保育料は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定める額を限度として、別に規則で定める。

2 前条の乳児等通園支援事業に係る利用料は、別に規則で定める。

3 認定こども園に入園した者の保護者は第1項に規定する保育料を、乳児等通園支援事業を利用する者の保護者は前項に規定する利用料を納付しなければならない。

（納付期日）

第7条 保育料の納付期日は、毎月末日とする。ただし、月途中の入園者の保育料の納付期日は、その月の翌月末日とする。

2 利用料の納付期日は、利用月の翌月末日とする。

（保育料及び利用料の減免）

第8条 市長が特に必要と認めたときは、保育料及び利用料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（篠山市立認定こども園の運営に関する条例の廃止）

2 篠山市立認定こども園の運営に関する条例（平成22年篠山市条例第12号）は、廃止する。

（篠山市営バス運行事業に関する条例の一部改正）

3 篠山市営バス運行事業に関する条例（平成11年篠山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成11年篠山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（篠山市立学校給食センター設置条例の一部改正）

5 篠山市立学校給食センター設置条例（平成11年篠山市条例第82号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年6月29日条例第24号）

この条例は、平成28年7月4日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 篠山市立たき認定こども園の入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和5年12月22日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 丹波篠山市立こんだ認定こども園の入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和8年3月26日条例第14号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

○丹波篠山市立幼稚園設置条例

平成11年4月1日

条例第79号

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条及び第23条の趣旨に則り、幼児を保育し適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する目的をもって幼稚園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 前条の趣旨に基づき設置する幼稚園は、次のとおりとする。

名称	位置
丹波篠山市立篠山幼稚園	丹波篠山市北新町5番地
丹波篠山市立八上幼稚園	丹波篠山市稲ヶ坪甲89番地
丹波篠山市立たまみず幼稚園	丹波篠山市黒岡89番地
丹波篠山市立岡野幼稚園	丹波篠山市東浜谷531番地
丹波篠山市立かやのみ幼稚園	丹波篠山市日置162番地
丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園	丹波篠山市黒田186番地
丹波篠山市立西紀きた幼稚園	丹波篠山市本郷159番地
丹波篠山市立大山幼稚園	丹波篠山市大山新99番地
丹波篠山市立城南幼稚園	丹波篠山市小枕140番地2
丹波篠山市立古市幼稚園	丹波篠山市波賀野新田74番地1

(委任)

第3条 この条例施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月11日条例第11号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月13日条例第36号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年9月13日条例第41号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月24日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第18号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日条例第23号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第33号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日条例第29号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

○丹波篠山市保育所条例

平成11年4月1日

条例第105号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に規定する保育所の設置及び管理について定めるものとする。

(保育)

第2条 保育所は、保育を必要とする乳児（法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。）又は幼児（法第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。）を日々保護者の下から通わせて保育を行う。

(名称、位置及び定員)

第3条 前条の保育所の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。

(業務)

第4条 保育所は、第2条の規定により入所中の児童につき、次に掲げる業務を行う。

(1) 保育

(2) 前号に掲げるもののほか、保育のため必要と認める事項

(保育の実施基準)

第5条 保育の実施の基準は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に規定する内閣府令で定める事由によるものとする。

(保育実施の解除)

第6条 教育委員会は、法第24条第1項に規定する保育の実施が必要でなくなったときは、入所者の保育の実施を解除することができる。

(乳児等通園支援事業の実施)

第7条 第3条に規定する保育所において、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行うことができる。

(保育料及び利用料)

第8条 第2条の保育に係る保育料は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定める額を限度として、別に規則で定める。

2 前条の乳児等通園支援事業に係る利用料は、別に規則で定める。

3 保育所に入所した児童の保護者は第1項に規定する保育料を、乳児等通園支援事業を利用する児童の保護者は前項に規定する利用料を納付しなければならない。

(納付期日)

第9条 保育料の納付期日は、毎月末日とする。ただし、月途中の入所者の保

育料の納付期日は、その月の翌月末日とする。

2 利用料の納付期日は、利用月の翌月末日とする。

(保育料及び利用料の減免)

第10条 市長が特に必要と認めたときは、保育料及び利用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、組織及び管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月14日条例第21号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月11日条例第14号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月8日条例第19号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月24日条例第48号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日条例第13号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日条例第13号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月10日条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月3日条例第23号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日条例第22号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月22日条例第28号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月22日条例第29号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月26日条例第14号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

名称	位置	定員
たかしろ保育園	丹波篠山市稲ヶ坪甲108番地1	60人
城東保育園	丹波篠山市日置445番地1	60人
にしき保育園	丹波篠山市乗竹729番地1	75人

○丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例

平成21年3月27日

条例第19号

(設置)

第1条 幼稚園教育要領に基づき、教育時間が終了した後等に希望する者を対象に行う教育活動（以下「預かり保育」という。）を実施するため、預かり保育施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称、位置及び通所区域)

第2条 施設の名称、位置及び通所区域は、別表のとおりとする。

(入所の資格)

第3条 施設の入所資格は、丹波篠山市内に住所を有し、かつ、丹波篠山市立幼稚園設置条例（平成11年篠山市条例第79号）に規定する幼稚園に在園する者で、次に該当する園児とする。

- (1) 園児の保護者等が、就労等により昼間家庭にいない場合
- (2) 園児の保護者等が、入院、出産、災害又は介護等により適切な保育ができない場合
- (3) その他教育委員会が特に必要と認めた場合

(入所の承諾)

第4条 園児を施設に入所させようとする保護者は、毎年度、教育委員会に申請し、その承諾を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承諾に預かり保育の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(入所承諾の取消し)

第5条 園児又は保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、入所の承諾を取り消すものとする。

- (1) 園児が、第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 承諾に付した条件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により承諾を受けたとき。
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成23年3月31日までの間、平成20年度末

において篠山市立八上保育園又は同市立城南保育園に在籍し、かつ、平成21年度にくすのきクラブに入所する通所区域外の園児については、第2条に規定する通所区域にかかわらず利用の資格があるものとする。

(準備行為)

- 3 第4条に規定する入所の承諾、入所の手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成22年3月26日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成24年3月31日までの間、平成21年度末において篠山市立城東保育園又は篠山市立城東保育園多紀分園に在籍し、かつ、平成22年度にしろたきクラブに入所する通所区域外の園児については、この条例による改正後の篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例で定める通所区域にかかわらず利用の資格があるものとする。

(準備行為)

- 3 しろたきクラブの入所の承諾、入所の手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成23年3月10日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間、平成22年度において篠山市立にしき保育園に在籍し、かつ、平成23年度になつぐりっ子ほうす又はきたっこほうすに入所する通所区域外の園児については、この条例による改正後の篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例で定める通所区域にかかわらず、利用の資格があるものとする。

(準備行為)

- 3 なつぐりっ子ほうす及びきたっこほうすの入所の承諾、入所の手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成23年10月3日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間、平成23年度において篠山市立今田保育園に在籍し、かつ、平成24年度にくすのきクラブ又はうりぼーはうすに入所する通所区域外の園児については、この条例による改正後の篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例で定める通所区域にかかわらず、利用の資格があるものとする。

(準備行為)

- 3 くすのきクラブ及びうりぼーはうすの入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成25年3月7日条例第5号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日条例第26号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月21日条例第49号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 どんぐりはうすの入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成30年9月28日条例第33号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月27日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による廃止前の丹波篠山市立幼稚園保育料徴収条例に規定する保育料及び第2条の規定による改正前の丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例に規定する保育料で、それぞれこの条例の施行の際現に納入されていないものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和2年9月25日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 こどものおしろの入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和5年12月22日条例第29号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置	通所区域
しろたきクラブ	丹波篠山市日置4 4 5番地1	かやのみ幼稚園の通園区域
なつぐりっ子 はうす	丹波篠山市乗竹7 2 9番地1	西紀みなみ幼稚園及び大山幼稚園の通 園区域
きたっこはうす	丹波篠山市本郷1 5 9番地	西紀きた幼稚園の通園区域
くすのきクラブ	丹波篠山市小枕9 3 番地	八上幼稚園及び城南幼稚園の通園区域
どんぐりはうす	丹波篠山市波賀野新 田7 4番地1	古市幼稚園の通園区域
こどものおしろ	丹波篠山市北新町5 番地	篠山幼稚園、たまみず幼稚園及び岡野 幼稚園の通園区域

丹波篠山市立幼稚園設置条例及び丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

篠山幼稚園、たまみず幼稚園及び岡野幼稚園の3幼稚園区における、幼児教育において望ましい一定数の集団生活を確保し、子どもたちがより豊かな関わりの中で多様な経験をすることができる教育環境を整えるため、篠山幼稚園、たまみず幼稚園、岡野幼稚園の3園を現在の篠山幼稚園の場所に統合し、「丹波篠山市立ささやま幼稚園」を設置するため、また、預かり保育施設の通所区域について新たな統合園に改めるため、関係する2つの条例について改正するものです。

2 改正の概要

(1) 丹波篠山市立幼稚園設置条例の一部改正（第1条）

第2条の表の篠山幼稚園の名称を「ささやま幼稚園」に改め、たまみず幼稚園及び岡野幼稚園の項目を削除します。

(2) 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条）

別表中、「こどものおしろ」の通所区域を「篠山幼稚園、たまみず幼稚園及び岡野幼稚園の通園区域」から「ささやま幼稚園の通園区域」に改めます。

3 施行期日

令和9年4月1日

